

様式第 8

令和 7 年度品質保証の実施計画書

R F S 発 6 第 7 7 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

むつ市長

山本 知也 殿

リサイクル燃料貯蔵株式会社

代 表 取 締 役 社 長

高 橋 泰 成

リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定第11条第 1 項の規定に基づく細則第 6 条第 1 項の品質保証の実施計画について別紙のとおり報告します。

リサイクル燃料備蓄センター 令和7年度 品質保証の実施計画

品質マネジメントシステムに係る実施計画

1. 保安活動の実施

(1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

(2) 品質目標の設定、周知

社長は、グループマネジャーに、品質方針に基づく品質目標を設定させ、メンバーに周知させる。部長は、品質目標を確認し、必要に応じ指導助言を行う。

(3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムの実効性が維持されていることの評価を行う。(年1回以上)

(4) 主要な業務の実施計画

金属キャスクの受け入れ、施設管理、事業者検査、放射線管理及び緊急時の措置に係る業務を実施する。

(5) 内部監査

品質監査部長は、品質監査マニュアルに基づき、備蓄センターの保安に係る業務等について、監査を行う。

(6) 不適合管理(是正処置を含む)

不適合等管理マニュアルに基づきCAP委員会を開催し、不適合について審議し、その対応を決定・処置及び記録する。

(7) 未然防止処置

不適合等管理マニュアルに基づくリスク情報共有会議及び外部コミュニケーションマニュアルに基づく技術情報検討会議を開催し、未然防止情報について審議し、その対応を決定・処置及び記録する。

(8) 教育・訓練

教育及び訓練マニュアルに基づき、使用済燃料貯蔵施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. その他

- (1) 安全大会の開催
- (2) 品質月間行事の実施
- (3) 協力企業との連携

以上